

## あわら市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定による住民監査請求があったので、同条第4項の規定により監査の結果を次のとおり公表する。

平成22年2月3日

あわら市監査委員 高橋 憲治  
あわら市監査委員 山川 豊

### 1 請求の取扱い

本請求は、平成21年12月21日付けで、これを受理した。

### 2 関係職員及び関係人調査

経済産業部農林水産課及び坂井森林組合から必要な資料の提出を受けるとともに、関係職員（関係人）の事情聴取を平成22年1月6日に行った。

### 3 請求人の陳述及び証拠の提出

請求人に対し、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成22年1月15日に証拠の提出及び陳述の機会を与えた。この際、新たな証拠の提出があった。

### 4 請求の要旨

監査に当たり、請求書記載事項及び請求人の陳述から、請求の要旨を次のように解した。

本件監査請求の対象とするのは、市が坂井森林組合に交付する平成21年度里山エリア再生交付金事業補助金（以下「本件市補助金」という。）である。

坂井森林組合は、本件監査請求人（以下「請求人」という。）所有の山林（あわら市山室17字南大笹6-1）を平成21年3月20日から同年4月30

日に除伐作業を行い、請求人に平成21年5月21日付けで除伐作業が終了した旨の「受託造林完了通知書」(以下「完了通知書」という。)を送付した。

その後、坂井森林組合から請求人に対し、平成21年9月10日付けの「受託事業精算書」(以下「精算書」という。)の送付があったことから、請求人は同年5月21日付けの完了通知書の内容と照合したところ、事業名が「除伐」(以下「除間伐」という。)から「下刈り」に、事業面積が「0.07ha」から「0.12ha」に変更されていた。

こうしたことから、今後、坂井森林組合が市に対し虚偽内容による本件市補助金の交付申請を行い、市に損害を与える恐れがある。

よって、本件市補助金の交付申請があった場合は、内容の是正を指導するなど必要な措置を講ずることを請求する。

## 5 監査の対象事項

市が坂井森林組合に対して交付が見込まれる本件市補助金に係るあわら市山室17字南大笹6-1(以下「請求人所有地」という。)の支出が、違法・不当な公金の支出に当たる恐れがあるかを監査の対象とした。

## 6 監査の結果

### (1) 事実関係の確認

請求人から提出された証拠書類や請求人の陳述、また関係職員(関係人)における書類調査及び事情聴取から、監査対象事項に関し、次のような事実関係を認めた。

#### 里山エリア再生交付金事業について

当該事業は、都道府県又は市町村が策定する里山エリア再生計画に基づき、居住地周辺の森林と居住基盤の整備を総合的に実施する事業である。

坂井森林組合では、あわら市里山エリア再生計画に基づき、人工造林、下刈り、雪起し及び除間伐等の事業を実施している。

作業の実施に当たっては、森林所有者から造林事業申込書の提出を受け、見積書を提示した後、契約を締結し、事業計画書に基づき順次作業を実施している。また、作業開始と作業終了の連絡を各森林所有者に対

し行うとともに、作業終了時の写真を作成している。

請求人所有地について、坂井森林組合は、請求人から平成20年12月22日に下刈り及び除間伐の造林事業申込書の提出を受け、平成21年3月26日に見積書を請求人に提出し、同年4月1日に作業ごとに造林事業委託契約を締結している。

同年4月27日、坂井森林組合は、請求人及び隣接者の立会い後に、下刈り0.12ha及び除間伐0.07haの作業を行い、同年5月1日に請求人に対し作業完了の電話連絡を行っている。

また、同年5月21日付けで除間伐の完了通知書については請求人に送付しているものの、下刈りの完了通知書は送付していない。

#### 本件市補助金について

本件市補助金は、福井県知事の認定を受けた森林の面的整備に要する経費で、かつ、補助事業者（坂井森林組合）が県補助金の交付決定を受けた経費を補助対象とするものである。

なお、現在のところ坂井森林組合から市への補助金交付申請は行われていない。

#### 県補助金について

里山エリア再生交付金事業の請求人所有地に係る下刈り（「本件下刈り」という。）の県補助金については、坂井森林組合は、平成21年7月17日付けで市を経由して補助金交付申請書を坂井農林総合事務所に提出、それを受けて坂井農林総合事務所は、同年7月29日に検査を実施し、坂井森林組合に対して、同年8月5日付けで補助金の交付決定及び額の確定通知をしている。

坂井森林組合は、同年8月24日付けで補助金交付請求書を坂井農林総合事務所に提出し、同年8月31日に補助金の交付を受けている。

なお、請求人所有地に係る除間伐（「本件除間伐」という。）の県補助金については、現在、坂井森林組合は補助金交付申請を行っていない。

#### 精算書について

坂井森林組合は、従来から、県補助金の交付を受けた後に、森林所有

者ごとに事業費の精算書を作成し、各森林所有者負担金の請求書にこれを添付して送付する事務手続きを行っている。また、これまで精算書については、森林所有者負担金がない場合でも作成し送付されている。

この事務手続きを踏まえ、本件下刈りの精算書は、平成21年9月10日に作成され、同年9月30日付けの森林所有者負担金請求書に添付して請求人に送付されている。

なお、同年5月21日付けで本件除間伐の完了通知書が送付されたにもかかわらず、その精算書が作成・送付されていないのは、未だ県補助金の交付を受けていないから、その事務手続きがされてないものである。

#### 森林所有者負担金について

本件下刈りの森林所有者負担金については、請求人は精算書及び請求書に基づいて平成21年10月30日に坂井森林組合に支払っている。

一方、除間伐に係る森林所有者負担金については、平成21年度は除間伐事業を推進する見地から、各森林所有者に負担金を求めないこととなっている。この場合でも精算書だけは送付されることになるが、未だ精算書が送付されていないのは、上記のとおり県補助金の交付を受けていないからである。

### (2) 監査委員の判断

以上のことを踏まえて、次のとおり判断する。

本件監査請求において、請求人は、坂井森林組合から平成21年9月10日付けで精算書が届き、同年5月21日付けで送付された完了通知書と内容を照合したところ、事業名が「除伐」から「下刈り」に、また、事業面積が「0.07ha」から「0.12ha」に変更されていたことから、この虚偽内容で当該市補助金の交付申請がされれば、違法・不当な市補助金の支出を招く恐れがあると思い、その防止のために本件市補助金の交付に当たっては、その内容の精査と是正等の措置を求めることを主張している。

監査委員が調査したところでは、請求人所有地においての下刈り及び除間伐作業を実施することについては、平成20年12月22日付け造林事業申込書や平成21年3月26日付け見積書及び同年4月1日付け

造林事業委託契約書、更には同年4月27日の作業開始前に請求人が立ち会っている写真等から、請求人は承知していたものと推測される。

しかしながら、作業終了後、その完了通知書は本件除間伐のみ送付され、本件下刈りの完了通知書は送付されなかった。これは坂井森林組合の事務手続きの手落ちから送付されなかったもので、完了通知書の送付のない中で、本件下刈りの精算書が送付されたことから、請求人の誤解を招いたものと推量される。

なお、完了通知書が送付された本件除間伐の精算書について、現在まで送付されていないのは、未だ県補助金の交付を受けてないからであり、事務手続上の手落ちには当たらない。

また、本件下刈り作業が同年9月10日付けの精算書記載どおり0.12ha確実に実施されているかについて、坂井森林組合保管の職員日報・労務出面・作業終了時の写真及び請求人所有地の測量図で調査・確認した結果、本件下刈り作業は確実に実施されたと判断された。したがって、今後、坂井森林組合から交付申請がされるであろう本件市補助金について、その交付は適正に執行されるものと認められる。

### (3) 結論

以上のことから、本件監査請求には理由がないものと認める。

### (4) 意見

本件措置請求書が提出されたのは、事業主体である坂井森林組合の事務手続き上の不備等により、請求人が誤解したことに原因があると思われるので、市は、今後同様の問題が発生しないよう、坂井森林組合を十分指導されたい。